

入札説明書

独立行政法人都市再生機構が発注する立川基地跡地昭島地区平成30年度宅地維持管理
(その1) 業務の一般競争入札については、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
- 3 入札心得書
- 4 提出書類一覧
- 5 競争参加資格確認申請書(様式1)
- 6 草刈・除草業務の実績(様式2)
- 7 業務拠点となる本支店、営業所等の情報(様式3)
- 8 入札書(様式)
- 9 入札用封筒(様式)
- 10 入札に係る提出書類について
- 11 契約書(案)
- 12 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
- 13 仕様書【別冊】

平成30年5月9日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

1 入札等実施要領

1 発注者

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
本部長 田中伸和

2 業務内容等

(1) 業務名称及び数量

立川基地跡地昭島地区平成30年度宅地維持管理（その1）業務 一式

(2) 業務内容

立川基地跡地昭島地区における当機構管理地の草刈・除草業務

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年7月31日

(4) 履行場所

仕様書による。

3 競争参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所

(1) 本件業務の競争参加資格確認申請は、次に従い、「競争参加資格確認申請書」（様式1）の提出により行うものとする。

イ 提出期限 平成30年5月24日（木）午後5時

受付は提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

ロ 提出場所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業推進部
事業推進第1課 電話：03-5323-0447

ハ 提出方法 内容を説明できる者が持参するものとする。

また、郵送による提出も可とするが、郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「申請書在中」と朱書きすること及び速やかに連絡可能な内容を説明できる者の連絡先を同封すること。なお、電送によるものは受け付けない。

- #### (2) 提出資料
- ①競争参加資格確認申請書（様式1）
 - ②競争参加資格認定通知書の写し
 - ③草刈・除草業務の実績（様式2）
 - ④業務拠点となる本支店、営業所等の情報（様式3）

4 入札説明書等に対する質問書の提出及び回答

(1) 本件業務の入札説明書及び仕様書等に対する質問は、次に従い、「質問書」（任意様式）の提出により行うものとする。

イ 提出期限 平成 30 年 5 月 16 日（水）午後 5 時
（土曜日、日曜日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時。ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）

ロ 提出方法 持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「質問書在中」と朱書きすること。

ハ 提出場所 3（1）ロに同じ。

(2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間 平成 30 年 5 月 17 日（木）から平成 30 年 5 月 23 日（水）まで
（土曜日、日曜日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時。ただし、正午から午後 1 時の間を除く。）

ロ 閲覧場所 3（1）ロに同じ。

5 入札書等の提出

(1) 提出期限 平成 30 年 5 月 24 日（木）午後 5 時

(2) 提出方法 持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

(3) 提出場所 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー13 階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
総務部経理課 電話 03-5323-0631

6 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成 30 年 5 月 30 日（水）午前 10 時 00 分

(2) 場所 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー15 階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 入札室

7 入札方法

(1) 入札書に記載する金額は、草刈・除草業務（平面 83.820 m²、法面 8.170 m²）の合計の金額とし、内訳を契約時に当機構へ提出することとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 本入札において、入札に参加する者が関係法人 1 者だった場合は当該手続きを中止して、再公募を実施する。

(4) 入札執行回数は原則として 2 回を限度とする。

- 8 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札保証金及び契約保証金
免除
- 10 落札者の決定方法
独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 11 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- 12 手続きにおける交渉の有無
無
- 13 契約書作成の要否等
要
- 14 支払条件
完了払い
- 15 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
12 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について参照。
- 16 問い合わせ先
〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
事業推進部 事業推進第 1 課 電話：03-5323-0447

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

- イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者
- ロ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間において、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者
- ハ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者。（定義については当機構ホームページ「入札・契約情報 <http://www.ur-net.go.jp/order/>」参照）
- ニ ハのほか、不法な行為を行い、若しくは行う恐れのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、契約相手方として機構が適当でないと認める者。

(2) 次の要件を満たしている者であること。

- イ 平成29・30年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」の認定を受けていること。
なお、競争参加資格を有しない場合は、競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行う必要がある。競争参加資格審査の申請等に関する問い合わせ先は次のとおり。
〒163-1313 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部経理課
電話 03-5323-0631
- ロ 平成27年度以降に完了した、東京都内における、草刈・除草業務の実績が1件以上あること。（様式2）
- ハ 東京都内に本支店、営業所等を有すること。（様式3）

2 競争参加者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、上記1（2）の資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、競争参加資格確認申請書（様式1）に必要書類を添えて提出しなければならない。このとき、上記1（2）イに掲げる要件を満たしていない者も、競争参加資格審査申請書を提出済みであり、必要な資格を有すると認められることを条件に競争参加することができる。ただし、開札の時点までに当該要件を満たさなかったときは、提出された入札書等を無効とする。
- (2) 開札の前日までの間において、提出された証明書等の内容に関して当機構から照会があった場合には、十分な説明をしなければならない。

3 その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 当機構に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (3) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。
- (6) 競争参加資格の審査において資格を有すると認めた者であっても、入札のときにおいて上記1の資格のない者は、落札の対象としない。

以 上

3 入札心得書

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得書の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、入札公告に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。
- 3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書きし、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。
- 4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。
- 5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。
- 6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

- 2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 一 入札又は見積り執行前には、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - 二 入札又は見積り執行中には、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札

書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

(入札又は見積りの取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書又は見積書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱へ投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札又は見積りの無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行なったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行なったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

4 提出書類一覧

件名：立川基地跡地昭島地区平成30年度宅地維持管理（その1）業務
提出書類一覧表

(法人等名称)

- 1 下表は、本件業務の入札に際し、必要となる書類一覧です。この一覧表により提出漏れがないかご確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、競争参加資格申請書と一緒に平成30年5月24日までにご提出ください。
- 3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。
- 4 返信用封筒として、表に申請書の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

項番	書類名称 (使用する様式)	提出 部数	備 考	機構 使用欄
1	競争参加資格確認申請書（様式1）	1部		
2	競争参加資格認定通知書の写し	1部	有効期限内で「役務提供」の認定がされているもの。紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。	
3	草刈・除草業務の実績（様式2）	1部	業務の契約書の写しを添付すること。	
4	業務拠点となる本支店、営業所等の情報（様式3）	1部		

【提出書類作成における注意事項】

- ・入札説明書等に様式が添付されている場合は、様式に記載してある様式を使用すること。添付してある様式をワープロ等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。
- ・競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済みであり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、競争参加資格認定通知書の写しに代えて、当該申請書を受け付けした際に当機構が交付する受付票の写しを添付するものとする。

5 競争参加資格確認申請書（様式1）

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中伸和 殿

申請者 住 所

氏 名

印

平成30年5月9日付で公告のありました立川基地跡地昭島地区平成30年度宅地維持管理（その1）業務の競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格認定通知書の写し
- 2 草刈・除草業務の実績（様式2）
- 3 業務拠点となる本支店、営業所等の情報（様式3）

以 上

6 草刈・除草業務の実績（様式2）

草刈・除草業務の実績

区分	草刈・除草業務
業務名	
発注者	
契約金額	
履行期限	
業務概要	

※ 添付書類として契約書（平成 27 年度以降に完了した業務に限る。）の写しを添付すること。

7 業務拠点となる本支店、営業所等の情報（様式3）

業務拠点となる本支店、営業所等の情報

項目	記載欄
名称	
郵便番号	
所在地	
電話番号	

※東京都内に限る。

8 入札書 (様式)

入 札 書

金 _____ 円也(税抜)

ただし、立川基地跡地昭島地区平成30年度宅地維持管理(その1)業務...

入札心得書、入札説明書及び仕様書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
氏 名 印

代理人 印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中伸和 殿

※ 入札金額については、草刈・除草業務(平面75,583㎡、法面3,902㎡)の合計の金額とし、契約時に、その内訳明細書を当機構に提出することとする。

9 入札用封筒（様式）

表

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 殿
（立川基地跡地昭島地区平成30年度
宅地維持管理（その1）業務入札書）

裏

印
所在地
会社名
氏名
印
印

委任している場合は、代理人の氏名または印

- ※ 入札書は、必ず上の例により任意の封筒に所要事項を記入の上、封入し、封かんすること。
- ※ 封筒の中には入札書を入れ、それ以外の書類は入れないこと。

委任状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する 立川基地跡地昭島地区平成30年度宅地維持管理(その1)業務 に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件

2.

代理人使用印鑑	
---------	--

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中伸和 殿

※ 委任状には、委任者（代表者）の印鑑証明書（原本または写し。発行から3か月以内）または使用印鑑届（原本又は提出済原本の写し）を添付すること。

11 契約書 (案)

契 約 書 (案)

- 1 業務の名称 立川基地跡地昭島地区平成30年度宅地維持管理 (その1) 業務
- 2 契 約 期 間 平成30年〇月〇日から
平成30年7月31日まで
- 3 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者 は、頭書の業務 (以下「業務」という。) に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所
氏 名 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 受注者は、別添仕様書 (以下「仕様書」という。) に基づき、頭書の契約金額 (以下「請負代金」という。) をもって、頭書の契約期間 (以下「契約期間」という。) 内に仕事を履行した上、その仕事の目的物 (以下「目的物」という。) を発注者に引き渡すものとする。

2 仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第3条 受注者は、仕事の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は

意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(仕事の一時中止等)

第5条 発注者は、発注者が必要と認めるときは、仕様書の内容を変更し、又は仕様の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、請負代金又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約期間の延長)

第6条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない理由又は正当な理由により契約期間内に仕事を完了することができないときは、遅滞なく、その理由を付けて契約期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第7条 仕事の履行に当たり、第9条第4項に規定する仕事の完了の前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 仕事の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、仕事を完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に仕事の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり、発注者から修補又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに当該修補又はやり直しを行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期限については、前項の規定を準用する。

4 第2項の検査及び前項の再検査に合格した日をもって、仕事は、完了したものとし、目的物があるときは、当該目的物は、同時をもって発注者に引き渡されたものとする。

(請負代金)

第10条 受注者は、前条第4項に規定する仕事が完了したときは、発注者に対し、支払請求書により請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰する理由により前条第2項の期間内に同項の検査又は同条

第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（瑕疵担保）

第11条 仕事に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対し相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第9条第4項の規定による仕事の完了の日から起算して1年間とする。

（履行遅滞金）

第12条 受注者の責めに帰する理由により、契約期間内に仕事を完了することができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると発注者が認めるときは、発注者は、受注者から履行遅滞金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の履行遅滞金は、その延長日数に応じて請負代金に年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第12条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。（ウ）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1

項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第13条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて請員代金の支払いを行ったときは、当該支払額について、その遅滞日数に応じて年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一 受注者の責めに帰する理由により、契約期間又は契約期間経過後相当の期間内に仕事を完了する見込みがないとき。

二 正当な理由がなく、仕事に着手しないとき。

三 第2条又は第3条の規定に違反したとき。

四 第8条に規定する賠償義務を怠ったとき。

五 前各号に掲げるほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達する見込みがないとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると

き。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第15条 発注者は、第14条の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の解除権）

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第5条第1項の規定により、仕様書の内容を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。

二 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
(秘密の保持)

第17条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(相殺)

第18条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足が生ずるときは、更に追徴するものとする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

12 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組みを進めるとされているところ。

これに基づき以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は応募又は契約の締結を行うよう注意すること。なお、案件への応札又は応募または契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札、応募又は契約の締結を行ったにも関わらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること、又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

